

本庄早稲田ビジネスプラットフォーム（HWBP）会員規約

第1条（目的）

本庄早稲田ビジネスプラットフォーム（HWBP）は、公益財団法人 本庄早稲田国際リサーチパーク（以下、「財団」という。）が新産業創出支援の一環として実施・運営するものであり、産学官連携事業等と連携し、本庄地域・研究機関と共に地域産業の活性化に貢献することを目的とする。

第2条（会員及び利用者）

1. 会員とは、本規約を承諾のうえ、所定の方法で入会を申し込み、財団が承認した個人又は法人をいう。
2. 本規約に定める会員は、財団に届出た唯一の屋号または呼称を用いて事業を行うものとする。
3. 会員は、会員の役員及び従業員の中から財団が提供するサービスを実際に活用する者1名（以下、「利用者」という。）を指定し、所定の方法で届出るものとする。但し、当該利用希望者が過去に本規約に違反した事実がある等の場合には、財団は利用者としての届出を拒否することができるものとする。
4. 会員は利用者の届出にあたり、利用者本人に本規約の内容を提示し、これを遵守させるものとする。
5. 利用者は、財団が要求した場合には会員であることを証する身分証明書その他を財団の指示に従い提示しなければならない。

第3条（入会資格）

財団は、以下の項目に該当する者に限り入会を承認する。ただし、事業内容を不適切と判断した場合は、この限りではない。

- (1) インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田（以下、「IOC 本庄早稲田」という。）卒業企業。
- (2) IOC 本庄早稲田の入居審査基準に準ずる企業。
- (3) 財団の提携機関・団体、それらの関連企業。
- (4) 財団と共同・受託研究を行っている企業。
- (5) その他財団が認めた者。

第4条（入会手続）

1. 入会申込者は、所定の入会申込書に必要事項を記入して財団に提出する。
2. 財団は、入会申込書の記載内容に、誤記、記入漏れがある場合又は虚偽の申告がある場合、入会を承認しない。
3. 財団は、入会申込希望者の入会を承認した場合、カードキーを発行する。なおカードキーの発行は1会員につき1枚までとする。

第5条（会費）

1. 財団は、入会承認後直ちに、会員に対して、下記月会費の6ヶ月分の請求明細書を送付し、会員は、財団に対し、同額を前払いする。なお、財団は、支払われた月

会費を理由の如何を問わず返還しない。

記 月額 金 10,000円 (消費税別)

2. 前項の支払方法は、財団の指定する金融機関に振込送金する方法による。なお、振込手数料は会員負担とする。
3. 物価の変動、土地建物等に対する公租課税の増加、経費の増加、その他経済情勢の変動等に基づき、この会費が不相当と認められた場合は、財団は会費の改定を請求することができ、会員はこれに対して異議を申し立てない。

第 6 条 (入会期間)

1. 会員資格は、原則として、財団が入会を承認してから6ヶ月間で満了するものとする。ただし、会員から入会期間の延長の申し出があり、かつ、財団が引き続き支援の必要があると認めるときは、1回につき6ヶ月を限度として財団は入会期間の延長を許可するものとする。
2. 会員が前項に定める延長の申し出を行う場合は、入会期間終了の1ヶ月前までに書面により行い、かつ、財団に求められた場合には、活動報告書及び今後の活動計画等を財団に提出しなければならない。
3. 財団は、前項の申し出を行った会員が作成した活動計画、目標設定の達成度等を勘案の上、財団が引き続き支援する必要があると認めた場合に、入会期間の延長を許可するものとする。

第 7 条 (提供サービス)

財団は、会員に対し、下記サービス (以下「本サービス」という。) を提供する。

(1) 予め届け出た利用者に対する事業拠点としてのシェアードオフィスの提供

1) 所在地：〒367-0035 埼玉県本庄市西富田 1011 IOC 本庄早稲田 V 棟 103 室

2) 常設備品：机・椅子・書類保管用鍵付きロッカー・無線 LAN・100V 電源・モノクロプリンター (月に 100 枚を上限とする)

(2) 共有スペースの利用

利用者は IOC 施設内の共有スペースを利用できるものとする。

(3) 財団が予め承認した方法により「本庄早稲田ビジネスプラットフォーム」会員である旨の表記を財団が予め承認した広報物や電子媒体に利用すること

なお、名刺、パンフレットほか広告物や電子媒体等に記載する住所については

「〒367-0035 埼玉県本庄市西富田 1011 IOC 本庄早稲田ビジネスプラットフォーム V103」を使用すること。

(4) 郵便物・FAX の保管・転送

配送された郵便物、及び受信した FAX を、会員別にファイルに整理し、会員のメールボックスにて保管する。

※FAX は受信専用とし、発信はできない。また、郵便物・FAX 等を所定のキャビネ

ット以外の場所に保管することはできない。

(5) 個別相談等

利用者は月に1時間程度を上限とし、経営相談等、様々な個別相談を受けることができる。

(6) 入居者交流会への参加

財団が主催する入居者交流会へ参加することができる。

(7) 駐車場

利用者は普通自動車1台が利用できる駐車場を利用することができる。但し、HWBPが発行した許可証を財団の指定する見やすい場所に掲示するものとし、これを怠った場合には違法駐車とみなすこととする。

第8条（利用時間、管理）

1. 本サービスの提供時間は、本サービスの内容毎に別途財団がこれを定める。
2. 利用者は、利用時には必ずカードキーを携帯しなければならない。HWBPの出入口はオートロックであるため、特に退出時にはカードキーの携帯を厳守して下さい。
3. 室内のロッカーは、各会員に割り当てられた利用部分についてのみ管理することとし、郵便物・FAX等書類の出し入れ時以外は、必ず施錠しておかなければならない。また、財団は、異臭や漏水などの異常が発生した場合またはその可能性がある場合、会員に無断でロッカーを開錠することができるものとし、会員はこれに対して異議を申し立てない。
4. カードキーを紛失、または盗難にあった場合、会員又は利用者は直ちに財団に届け出なければならない。但し、カードキーの紛失や盗難により会員が損害を被ったとしても、財団は何らの責任も負わないものとする。

第9条（利用者の責任、義務）

1. 利用者は室内及び共用部分を、善良なる管理者の注意をもって利用・管理するものとする。
2. 利用者は、HWBPの利用及び管理の一切の責任を負うものとし、会員は届け出た利用者以外の者に本サービスを利用させてはならない。
3. 利用者によるHWBP利用から生じる一切の債務の履行、利用者によるスペースの利用・管理等（郵便物、受信FAXの管理等）に関する一切の責任は、会員と利用者が連帯して負うものとする。

第10条（禁止行為）

1. 会員及び利用者は、HWBPの利用に関し、以下の行為を一切行ってはならない。
 - (1) HWBP及びIOC本庄早稲田に、発火、引火、爆発の恐れのある危険物、その他、他人に迷惑を及ぼす物品、および人間以外の生き物を持ち込むこと。
 - (2) HWBP及びIOC本庄早稲田及びそれに付帯する共有スペースにて喫煙すること。ただし指定された喫煙可能スペースを除く。

- (3) 共用部分を無断で利用し、または物品放置、その他、他の迷惑になるような行為を行うこと、もしくは騒音を立てること。
- (4) 財団または第三者に不利益を与える恐れのある行為を行うこと。
- (5) 利用に支障をきたす恐れのある行為を行うこと。
- (6) 宿泊の用に供すること、及び、財団の指定する場所以外の場所において飲食をすること。
- (7) HWBP 及び IOC 本庄早稲田に設置してある備品等（図書を含む）を外部に持ち出すこと。
- (8) 造作、設備の新設、除去、変更、その他、スペース内において原状を変更すること。
- (9) HWBP の所在地等を本店や支店の住所地として登記すること。
- (10) 本規約に違反する恐れのある行為を行うこと。

2. 会員及び利用者が前項の禁止行為又は、次の各項の一つにでも該当した場合、その他財団が会員及び利用者として不適当と判断した場合、財団は通知・催告等をせず、会員の資格を取消することができる。

- (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
- (2) 本規約のいずれかに違反した場合
- (3) 会費、諸費用その他財団に対する一切の債務の履行を怠った場合
- (4) 入会申込書に記載した利用目的以外の目的に利用した場合
- (5) 財団が予め承認した以外の方法により「本庄早稲田ビジネスプラットフォーム」会員である旨その他早稲田大学の支援を受ける者である旨の表記をすること
- (6) 第 8 条第 4 項、第 11 条第 1 項に定める届出・通知を怠った場合
- (7) 会員が財団に無断で 1 ヶ月以上営業を休止した場合
- (8) 会員が公の機関から営業停止または取消し処分を受けた場合
- (9) 会員に仮差押、仮処分、強制執行、破産、競売、会社更生、解散等があった場合
- (10) 会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
- (11) 利用状況が適当でないと財団が判断した場合
- (12) その他、財団が不適当と判断した場合

第 11 条（修理費等の負担区分）

1. 財団の所有にかかる諸造作及び設備に破損を生じた場合、または故障等により修理の必要が生じ、あるいは生じる恐れのある場合は、会員及び利用者は速やかに財団に通知しなければならない。
2. 前項の通知により、財団が必要と認めた修理は財団が実施する。ただし、会員及び利用者の故意または過失に基づく事由による修理については、会員がその費用を負担しなければならない。

3. 会員は諸造作及び設備の修理を会員の負担と責任において実施する場合であっても、その修理方法については予め財団の書面による承認を得なければならない。
4. 会員はカードキーの紛失・盗難等によるカードキーの再発行について、その費用を負担しなければならない。

第 12 条（損害賠償）

1. 会員は、カードキーの喪失報告遅延による盗難被害等、会員及び利用者の故意または過失によって、財団または他の会員及び利用者もしくは第三者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。
2. 会員は、会員及び利用者の放火または失火（軽過失を含む）によって、HWBP 及び IOC 本庄早稲田の全部及び一部が焼失した場合、財団の被った全損害を賠償しなければならない。なお、この場合の損害額の算定は賠償当時の時価を基準とする。
3. 前項の火災により、財団が近隣のものに対して支払う損害金、見舞金については、財団がこれを会員に請求することができる。

第 13 条（免責）

1. 財団は、以下の項目について、一切責任を負わないものとする。
 - (1) 財団による郵便物・FAX の保管・転送等の管理（郵便物、受信 FAX 等の紛失、盗難等含む）により、会員、利用者または第三者が被った不利益。
 - (2) 財団が会員資格を取消し、HWBP の利用を停止させることにより、会員、利用者または第三者が被った不利益。
 - (3) 財団が規約、HWBP 利用に関するシステムまたは内容等を変更したことにより、会員、利用者または第三者が被った不利益。
 - (4) 財団が行う HWBP 及び IOC 本庄早稲田の修理または改造等の工事により生じる利用停止、もしくは利用上の制約により、会員、利用者または第三者が被った不利益。
 - (5) 震災、風水害、火災、停電、断水その他の非常事態または財団の責によらない何らかの事由で HWBP の利用ができなくなったことにより、会員、利用者または第三者が被った不利益。
 - (6) その他、HWBP 利用によって、会員、利用者または第三者が被った不利益。
 - (7) プリンターその他利用者において共用される設備について、他の利用者による取り違い、誤廃棄等により、利用者が被った不利益。
 - (8) インターネット回線の中断その他により利用者が被った不利益。
 - (9) 駐車場内に停車した自動車に関して生じた不利益
 - (10) その他、HWBP の設備に生じた故障等によって生じた不利益。
2. 会員及び利用者は、過失の有無に関わらず、HWBP の利用にあたり、自ら行った一切の行為及びその結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとする。

る。

第 14 条 (退会)

会員が退会する場合は、退会する日の 1 ヶ月前までに財団あてに所定の届出用紙にて届け出なければならない。なお、財団は退会による会費の返還はしない。

第 15 条 (届出事項の変更)

1. 会員は、財団あてに届け出た個人及び法人の名称、所在地、連絡先、代表者、利用者等に変更が生じた場合、遅滞なく所定の届出用紙にて届け出なければならない。
2. 前項の届出がないために財団からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常判断すべきときに会員に到着したものとみなす。

第 16 条 (退会・取消による会員証等の返却)

1. 会員は退会、期間満了、会員資格の取消し等により、会員資格を失ったときは、直ちに利用者の HWBP の利用資格も喪失する。
2. 会員は退会、期間満了、会員資格の取消し等により会員資格を失ったときは、財団より発行したカードキー等を速やかに返却しなければならない。
3. 会員の退会、会員資格の取消し等により、会員資格を失った後にロッカー内及び室内に残置した物品がある場合、財団は、会員がその所有権を放棄したものとみなして任意にこれを処分することができる。
4. 会員の退会、会員資格の取消し等による会員資格喪失後に、無断で HWBP 等の利用の実態が発覚した場合は、会員資格喪失の翌日から当該行為完了に至るまでの会費相当額の 3 倍の額の損害金及び諸費用相当額を財団に支払い、かつ当該遅延により財団が損害を被った場合はその損害を賠償しなければならない。

第 17 条 (管轄裁判所)

本規約について紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 18 条 (規定外事項)

本規約に定めのない事項及び規定事項の解釈に疑義を生じた場合は、財団と会員は誠意をもってその解決にあたるものとする。

第 19 条 (規約の改訂、利用の終了)

1. 財団は、事前に会員及び利用者へ通知することなく、規約の改訂、本サービス及び内容等を変更することができる。また、変更後は、変更後の規約、本サービス及び内容等を有効とする。
2. 震災、風水害、火災、停電、断水その他の非常事態により、IOC 本庄早稲田の全部または一部が滅失、もしくは毀損してシェアードオフィスおよび共有スペースの利用が不可能となった場合、本サービスの全部又は一部は終了する。

以上